

## 1. 「トイレ」対応

## 1. トイレの確保と設置

- \* 施設トイレの使用可否を確認する (p.40) **災害時のトイレ対策 / (p.137)**
  - ⇒ 施設内の、使用不可のトイレは「使用禁止」の貼り紙を表示する。

**マンホールトイレの架設** —— 機材・取り扱い説明書は、学校保管 (防災倉庫)

- ・ 真美ヶ丘東小学校 / 3基
- ・ 香芝東中学校 / 8基
- ・ 真美ヶ丘西小学校 / 4基
- ・ 香芝高等学校 / 1基

**仮設トイレ・簡易トイレ・携帯トイレ**

- \* マンホールトイレの設置でもなお不足の場合、必要数を行政に要請する。
  - ⇒ 総務部・避難者支援部・施設管理部と連携し、必要数・設置場所を決める。
  - 高齢者・障害者の人たち用には「洋式・簡易トイレ」を確保する。
  - 搬送までに相当の時間を要する可能性もあり、早期に判断する。
  - ⇒ 最終的に、概ね「100人に1基」の割合で確保する。
  - 阪神淡路大震災では「約75人に1基」設置で苦情がほとんど無くなった。
- \* 防犯・安全のため、トイレ室内・周辺に夜間照明を設置する。
  - ⇒ マンホールトイレには室内仮設照明あり。

## 2. トイレの防疫・衛生

- \* 「トイレ使用上の注意」を全トイレに掲示する (機種により若干の違い)
- \* トイレ消毒・殺菌対策の必要物資を把握し、物資部に請求・依頼する。
- \* 汲み取りが必要な場合は、状況を見ながら早めに行政対策本部に要請する。
  - ⇒ マンホールトイレは「下水管直結」につき、汲み取り不要
  - ⇒ 仮設トイレは使い捨て形式 / 乾燥剤・防臭力があり燃えるゴミ処理も可能

## 3. トイレの清掃

- \* 「班・当番」を決めて毎日交替で清掃する **「当番表」の作成・掲示板掲出**
- \* 清掃時間を決め、10分前に「清掃時間」と「当番担当班」を放送で伝える。
- \* 各班長に「トイレ清掃当番の仕事」(資料6 / p136) を事前配布し、毎回の清掃時にひと通り実施する。
  - ⇒ 避難者によるトイレ清掃が定着するまで、1日数回・見回りを行場合もある。

## 2. 「ゴミ」対応

### 1. ゴミ集積場の設置

- \* 総務部・施設管理部と連携し、避難所敷地内に「ゴミ集積場」を設置する。
- \* 地域のゴミ出し規定に従い、「分別種類」ごとに置き場を決めて表示する。
  - ⇒ ゴミの集積場所・分別方法の周知、班長を通じて全員に確実に伝える。

#### ゴミ集積場の選定

- ① 居住スペースから離れた場所（臭気に注意）
- ② 直射日光が当たらない、屋根のある場所
- ③ ゴミ収集車が出入りしやすい場所

#### 他のゴミとの区分け／取扱いに注意

- ① 危険物（カセットボンベなど）
- ② トイレから出たゴミ（衛生上、注意）

### 2. ゴミの収集・分別

- \* 班ごとに、日々「ゴミ袋」を配布し「ゴミ処理ルール」に併せて分別する。
- 「ゴミ袋」は、200枚程度を「避難所準備品」として自治会で予め準備する。
  - ⇒ 避難所開設後、直ちに物資部 ⇒ 行政対策本部あて、相当枚数を補充する。
- \* 施設の敷地内では、可燃ゴミでも燃やさない。

## 3. 衛生管理

- 情報広報部と連携し、以下の「衛生管理」について周知・徹底する。

#### 手洗い励行

##### 1. 手洗いの徹底

- \* 感染症対策・衛生確保のため「食事前やトイレ後の手洗い」「手指消毒」の呼びかけを各所に掲示し、流水・石鹸での手洗い励行を徹底する。
- \* 食品を扱う人は取扱い前に必ず手を洗い、手指消毒アルコールで消毒する。
  - ⇒ 使い捨てビニール手袋の使用

##### 2. 手洗い用の水が確保できない場合

- \* 生活用水が確保できるまでは、手指消毒用アルコールで消毒、使い捨てビニール手袋等で対応する。
  - ⇒ 手洗い場・トイレ、各部屋の出入り口に「消毒液」を配置する。
- 「手指消毒アルコール消毒液 10本」「使い捨てビニール手袋・数百枚」を、「避難所準備品」として予め自治会で準備する。

### 3. 手洗い場の設置

- \*生活用水が確保できたら「蛇口つきタンク」を使って簡易手洗い場を作る。
- \*浄化槽や下水管が使える場合は、手洗い水道場などに設置する。
- \*感染症予防のため、タオルの共用は禁止する。

#### 食器・洗面道具

- \*食器を使う場合は、できるだけ「使い捨て食器」を使用し、共用しない。
  - ⇒十分に調達できない場合は、ラップをかぶせて使用するなど、工夫する。
  - ⇒食器を再利用する時は、各人の責任で行う。
- \*洗面道具（くし・剃刀・歯ブラシ・タオルなど）は共用しない。

#### 清掃

- \*居住スペース・部屋の清掃・整頓は「班」ごとに1日に1回以上清掃する。
- \*共用スペースの清掃は、「班当番」を決めて毎日・定時に行う。

#### 洗濯

- \*生活用水・確保の見通しが立った時点で、総務部・施設管理部と連携して洗濯場・物干し場を指定する。必要に応じ男女別に分けるなど配慮する。
  - ⇒必要資材は、早めに物資部経由で行政対策本部に要請する。
- \*洗濯場・物干し場の「使用ルール」を決め、掲示板で全員に確実に伝える。

#### 風呂

##### 1. 周辺施設の情報収集・提供

- \*公衆浴場などの営業情報を入手し掲示板などで周知する。

##### 2. 仮設風呂・仮設シャワー

- \*長期化する場合には、専門業者によって仮設風呂が設置される場合がある。
- \*浴槽水の交換や消毒方法等の運用方法は、行政・保健所などと協議する。
  - ⇒少なくとも「週に2回程度は入浴できる」よう利用計画・ルールを作成する。

#### 仮設風呂・シャワーの利用計画

- ・利用時間は「班単位・男女別」に決め、一覧表掲示で周知する。総務部と連携して、利用時間ごとの「入浴券」発行等で整理するなどの工夫をする。
- ・利用者が多い場合は20分程度、少ない場合は30分程度で対応する。
- ・アトピー性皮膚炎など事情がある人の利用は個別に対応する（時間・回数）
- 清掃は、「班単位の当番制」とし、毎日交替で清掃する。
  - ⇒清掃当番表は「トイレ・公共スペース清掃」との調整に配慮する。

## 4. 生活用水

### 1. 生活用水の確保

\* 避難所で使う水は用途に応じて明確に区分する **特に初動期「水は貴重品」**

#### 水の用途区分

用 途	飲料水	給水車	ろ水器・ろ過水	プール・河川
飲料・料理・食器洗い	○	○	×	×
手洗い・洗顔・歯磨き	○	○	×	×
風呂・洗濯	使用しない	○	○	×
トイレ	使用しない	使用しない	○	○

\* 水道断の場合は、飲料水・手洗い・洗顔・洗髪洗濯などに使う生活用水確保のために、行政に給水車出動を要請する。

### 2. 生活用水の管理

\* 蓋つき清潔なポリ容器、ポリ容器にビニール袋を入れて閉じるなど、清潔な保管を心がける。

\* 給水車から“給水”を受けた場合、飲料水用の容器には「飲用」と「給水日」を表示し、当日または翌日中に使用する。

\* 飲用できない水を入れた容器には「飲用不可」と表示する。

**飲 用**

○月○日（○曜日）○時給水

**飲用・不可**

○月○日（○曜日）

### 3. 排水処理

\* 総務部・施設管理部と連携し、炊き出し・洗濯・風呂など、水を使う設備は、浄化槽や下水道など排水処理設備に流せる場所に設置する。

⇒ これらの水は、垂れ流しにすると「悪臭や害虫の発生」など、生活環境の悪化につながる恐れがあるので、排水処理施設に流す。

## 5. 医療救護

### 1. 情報収集・提供

\* 行政・情報広報部と連携して以下の情報を収集し、掲示板などで避難者全員に、確実に伝える（避難所以外の場所に滞在する在宅避難者も含む）

#### 医療関連の主な情報

- ① 近くの病院など、医療機関の開業状況
- ② 救護所の設置状況や、医療対応のできる避難所の状況
- ③ 福祉避難所の受入れ状況
- ④ 災害派遣医療チームや保健師など、医療・福祉の専門家の巡回状況

### 2. 避難所救護室の管理・運用

\* 保健室や医務室などを、避難所の救護室として利用する。

\* 医薬品や衛生用品の種類や数を把握し、不足の場合は物資部経由で行政対策本部に要請する ⇒ 避難所用に一定の医薬品は事前に準備・備蓄しておく

\* 避難者が個人で使っている薬（医師から処方された薬）は、災害派遣医療チームや近隣の病院などで、医師や薬剤師に処方してもらうよう説明する。

- 避難所開設当初に必要な **最低限の救急医薬品** は予め自治会で準備する。
- 避難所では「個人で使う常用薬」の補充は不可能。病院再開を待って処方するか、必要に応じて「医師や薬剤師の派遣」を行政本部に要請する。

### 3. ケガ人・体調不良の人の把握・対応

\* ケガや発熱・咳・嘔吐・下痢などで体調を崩したら、救護室を使うよう避難者全員に伝える ⇒ 班長への呼びかけと対応要請、該当傷病者の人数把握

\* 感染症（インフルエンザや感染症胃腸炎など）が疑われる場合は、拡大防止のため発症者を別室に移動させ、介護ベッドや冷暖房設備を整えて安静にする。

⇒ 行政対策本部に連絡し、保健所への通報とともに医師の派遣を要請する。

⇒ 救護室で対応不可の場合は、本人の意向を聞いて医療対応が出来る避難所への移動、または病院へ移送する。

## 香芝東中学校「救護所」

(p.126)

避難所開設後、負傷・ケガ人続出などの状況が続けば、香芝東中学校・香芝中・西中・北中の4避難所と香芝市保健センターに、それぞれ **救護所が設置** される場合があります。

⇒ 行政が手配する「医療チーム」の体制が整うまで、若干の時間を要します。

軽症患者への処置や、重症患者・中等症患者・軽症患者への振り分け（トリアージ）等を行い、必要に応じて病院搬送なども手配します。

⇒ 各避難所「救護室」で対応できないケースも含めて、「避難所・救護所」への搬送を考えます。

## 6. 健康管理

### 1. 感染症の予防

\*食中毒や感染症が流行しないよう、注意を呼びかける。

### 2. エコノミークラス症候群の予防

\*屋外テント生活者や車中泊者には、エコノミー症候群や排気ガス等による健康被害を防止するため、屋内スペースに移動するよう勧める。

### 3. 健康維持のための活動

\*保健所などと連携し、口腔ケアの指導や、簡単な体操・運動を推奨する。  
必要に応じて体操やリハビリテーションの時間帯を設ける。

### 4. 運営する側の健康管理

\*運営側も、線表・交代制で無理のない範囲の業務従事、あるいは食事や睡眠がしっかり取れるようにするなど、健康管理に注意する。

## 7. “こころのケア” 対策

### 1. こころのケアが必要な人の把握

\*避難者支援部と連携し、不眠や PTSD など“こころのケア”が必要と思われる人を把握する。



### 2. 保健師や、こころのケアの専門家の派遣要請

\*必要に応じて、保健師などの専門家の派遣を行政に要請する。

### 3. 運営する側の、こころのケア

\*運営側も、線表・交代制で無理のない範囲の業務従事などの配慮で、過重負担がかからないように注意する

参考資料② こころの健康 (p.143)

## 応急救護

応急救護は、医療機関で診察を受けるまでの“とりあえずの処置”

大ケガの場合、被災現場から直接医療機関に搬送できればベストですが、居合わせた人達が協力して応急手当を行い、安全な場所（緊急避難場所／自治会館）・避難所に移動するケースも出てきます。

救護室で安静を保ち、行政に連絡して対応医療機関・救急搬送の手立てを講じます。

⇒ 避難所内では、看護資格を持つ避難者の有無を確かめ、緊急対応を要請します。

## 8. ペット対応（ペットの受入れ）

### 1. ペット受け入れ場所の設置

＊総務部・施設管理部と連携し、ペットの受け入れ場所を指定・確保する。

#### ペットの受け入れ場所

- ・居住スペースとは離れた場所で、動線が交わらないように注意する。
- ・受け入れ場所は、敷地内で屋根のある場所を確保する。
- ・ゲージ等に入れ、種類ごとに区分飼育（犬・猫など）できることが望ましい。

### 2. 登録情報の確認

＊総務部・名簿班から「ペット登録台帳」[様式 12 \(p.112\)](#) の写しをもらい、ペット情報を把握する。

⇒ ペット登録台帳を元に、受け入れたペットの状態を確認する。

⇒ 登録のないペットは、飼い主を捜して「ペット登録」を要請する。

＊飼い主には「ペットの飼育について」（様式 12）を手渡して、飼い主自身が責任をもって飼育することを徹底する。

### 3. ペットの飼育

＊ペットの管理は、飼育食料も含めて「飼い主」が責任を持つ。

＊ペット受け入れ場所（飼育場所）の清掃は、飼い主が交代で行う。

＊総務部・情報広報部・施設管理部と連携して、「ペットの飼育ルール」や衛生管理方法を決定し、「ペットの飼育」を飼い主に配布・指導する。

## 常用“薬”の非常持ち出し

## 非常持ち出し品“一番”に

避難所で、「各人の、個別の薬・確保」に対応することはほとんど不可能です。スタッフの常駐も望めません。どの医療機関が対応できるのか…も、その時になってみなければ分かりません。「毎日服用している薬」は、在庫分も含めて、どんな場合でも必ず持ち出せる「非常持ち出し品の一番」—— 当面は「自分で出来る自己防衛策」で凌ぐことです。これは第三者では出来ないことで、一番確実な対応策です。

——— **日常の、事前周知の重要事項です**